

次期大阪府国民健康保険運営方針（素案）について

国民健康保険運営方針（素案）の主な変更・新規項目に伴う本市への影響については下記のとおりとなっています。

【要旨】

計画期間： 令和6年4月1日から令和12年3月31日の6年間（3年を目途に必要に応じて見直し）

	令和5年度までの運営方針	運営方針の変更・新規項目案	本市への影響
① 1	【一般会計繰入】 法定外一般会計繰入は、受益と負担の公平性の観点より、本来保険料を財源とするべきであり、 <u>解消すべきものとする。</u>	法定外一般会計繰入は、受益と負担の公平性の観点より、本来保険料を財源とするべきであり、 <u>令和6年度以降は生じないことを原則とする。</u>	市独自保険料減免等への充当となる一般会計繰入はできない。
① 2	【激変緩和措置】 令和6年4月1日には、次の項目について府内完全統一とする。 保険料率・保険料の減免基準 等	(削除)	市独自の保険料引き下げや減免は実施できない。
① 2	(新規項目)	【財政調整事業】 府及び市町村の国民健康保険特別会計において、以下の財政調整事業の取組により、府内統一保険料の抑制・平準化を図る。 ①事業費納付金を通じた保険料抑制 ②府交付金の財源配分等の見直し ③府国保特会の剰余金及び府財政安定化基金の活用	府が実施する財政調整事業について、 ①の財源として本市の基金を活用する。 ②の見直しにより、府交付金が減額される可能性がある。 ③は本市には影響なし。